

患者面会の取扱いに関する規定

1. 目的

本規定は、患者の療養環境の維持と患者・家族等との関係性の尊重を図りつつ、安全で円滑な医療提供体制を確保することを目的として、当院における面会の取扱いについて定めるものである。

2. 基本方針

当院は、患者の社会的繋がり維持及び療養上の安心の確保の観点から、正当な理由なく面会を制限しない方針とする。6. 面会制限を行う場合、に記載のある事項が発生した場合には、患者の安全及び療養環境確保の観点から必要な範囲で面会方法の調整を行うことがある。

3. 面会可能時間

面会時間は原則として以下の時間帯とする。

平日 : 15:00 ~ 18:00 のうち30分間

土日祝 : 15:00 ~ 18:00 のうち30分間

ただし、患者の状態や診療上の都合により調整する場合がある。

4. 面会者

面会者は患者の家族、親族、知人等とし、面会人数は中学生以上の2名までとする。患者の希望により、その他の関係者の面会を認める場合がある。

5. 面会時の留意事項

面会者は以下の事項を遵守すること。

- ・患者の療養環境を妨げないこと
- ・病棟職員の指示に従うこと
- ・感染症症状（発熱・咳等）がある場合は面会を控えること
- ・面会時は手指衛生及びマスクの着用を行うこと

6. 面会制限を行う場合

次のような場合には、患者及び他の患者の安全確保の観点から、面会方法を制限することがある。

- ・感染症の流行時
- ・患者の治療・処置中
- ・重症患者の療養環境確保が必要な場合
- ・医療安全上必要と判断される場合

7. オンライン面会

患者の状況等に応じて、情報通信機器を利用したオンライン面会を実施する場合がある。

8. 規定の周知

本規定は院内掲示、ホームページ等により患者及び家族等へ周知する。

2026年4月1日作成
医療法人財団 暁あきる台病院